

国保・年金

10月1日〽️国民健康保険被保険者証が更新されます

国民健康保険被保険者証(保険証)は、現在1人1枚のカード形式となっております。

現在ご使用中の保険証(うぐいす色)は9月30日で期限が切れるため、今月下旬に新しい保険証(藤色)を世帯ごとに郵送でお届けします。

10月1日以降、医療機関にかかる際には、新しい保険証を必ず窓口にご提示ください。

なお、有効期限が切れた保険証は市役所本庁舎、各支所、各出張所の窓口までご返却ください。

◆有効期限が途中で切れる方へ

新しい保険証の有効期限は平成23年9月30日までですが、次の①・②に該当する方は、途中で期限が切れるため、期限が切れる前に新しい保険証を郵送でお届けします。

- ① 国民健康保険退職被保険者証をお使いの方で65歳の誕生日を迎える方とその被扶養者
- ↓ 一般の保険証を郵送でお届けします
- ② 75歳の誕生日を迎える方
- ↓ 後期高齢者医療の保険証を郵送でお届けします

◆保険証ケースと個人情報保護シール

保険証ケースおよび臓器提供意思表示欄に使用する個人情報保護シールを希望する方は、国保年金課および各支所・出張所、公民館の各窓口までお申し出下さい。

◆国民健康保険税を滞納すると

法律により、災害その他特別な事情がなく、納期限から1年を経過しても未納がある場合は、保険証の交付が受けられません。

この場合、保険証に代えて「被保険者資格証明書」を交付しますが、医療機関での負担額は全額自己負担となりますので、納期限を経過した国民健康保険税については、速やかに納付してください。

◆届出は14日以内に

次のような場合は、事由が発生した日から14日以内に、国民健康保険の窓口へ届出が必要です。

- ◎ 会社などの健康保険(社会保険)に加入したとき。または会社などを離職し健康保険を喪失したとき。
- ◎ 被保険者が死亡、転出したとき。
- ◎ 保険証を使用している学生が卒業(修了)したとき。

※ 国民健康保険の加入日や喪失日は届出日ではなく、その事由が発生したときまでさかのぼります。

届出をしないと、保険税の計算が正しくできませんので、ご注意ください。

ださい。

◆社会保険に加入される方へ

就職などにより、国民健康保険以外の保険(社会保険・共済組合など)に加入する方とその扶養者は、手元に新しい保険証が届いていなくても社会保険・共済組合などの資格を取得している場合があります。

その期間に国民健康保険の保険証

を使用した場合、本来使用できない保険証を使用したことになるため、市が負担した医療費を返還していただくこととなります。

就職などの際、国民健康保険被保険者証の使用にあたっては、十分にご注意ください。

■問い合わせ

国保年金課 国保医療係
TEL (23) 8857

国民年金Q&A

ご存知ですか? 『障害基礎年金』

Q1 障害年金はどんなときに受けられますか?

A1 次の①～③の条件のすべてに該当する方に支給されます。

- ① 20歳前、国民年金の被保険者期間中または被保険者の資格を失った後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に、障害の原因となった病気やけがの初診日があること。ただし、老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けている方を除きます。
- ② 上記①の病気やけがによる障害の程度が、20歳に達したとき、または障害認定日において、障害等級表の1級または2級のいずれかの状態になっていること。
- ③ 保険料の納付要件を満たしていること。

Q2 障害基礎年金に該当する障害の程度とその状態とは?

A2 他人の介助を受けなければほとんど日常生活をすることができないような程度か、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で労働により収入を得ることができない程度などです。

Q3 障害基礎年金の額は?

A3 障害等級表の2級に該当する方は年額792,100円、1級に該当する方はその1.25倍の年額990,100円です。

障害基礎年金を受けるためには一定の要件があります
詳しくは大田原年金事務所までお問い合わせください

■問い合わせ

大田原年金事務所 お客さま相談室
市国保年金課 国民年金係

TEL (22) 6311
TEL (23) 8928